

龍 監 第 35 号
令和 7 年 10 月 30 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇 殿
龍ヶ崎市議会議長 後 藤 敦 志 殿
龍ヶ崎市教育委員会教育長 大 古 輝 夫 殿

龍ヶ崎市監査委員 大 山 文 彦
同 油 原 信 義

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査のうち、同条第4項の定期監査を実施し、その結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第9項の規定により提出します。

なお、貴職が所掌する事項が指摘事項等に該当する場合において、当該指摘事項等に関し、是正又は改善のため必要な措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨を通知願います。

定期監査結果報告書

1 準拠した基準	龍ヶ崎市監査基準に準拠して監査を行った。		
2 監査の種類	地方自治法第199条第1項の規定による財務監査のうち、同条第4項の定期監査		
3 監査の対象	(1)事 項	下記の部課等が所掌する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	
	(2)期 間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 7 年 9 月30日まで	
4 監査の着眼点	監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として実施した。		
5 監査の実施内容	(1)予備監査	令和 7 年10月 6 日から 令和 7 年10月16日まで	事前に提出を受けた監査資料に基づく書面監査及び関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、予備監査を実施した。
	(2)本監査	令和 7 年10月27日	予備監査の結果に基づく予備監査調書を踏まえ、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、本監査を実施した。
6 監査の結果	是正又は改善を必要と認める事項及び意見は、次のとおりであり、おおむね適正であると認められた。 教育委員会学校給食センター 指摘事項 0 件、注意事項 0 件、意見 0 件 教育委員会文化・生涯学習課 指摘事項 0 件、注意事項 0 件、意見 0 件 教育委員会指導課 指摘事項 1 件、注意事項 0 件、意見 0 件 【所感】 団体の交付金事務において不適切な事例が発生したことを踏まえ、各課は事務局機能を担う団体等が行う事業を点検し、事務手続きの適正化や再発防止策を含む改善策を講じることが望まれる。		
7 通 知			
8 備 考	軽微な事項については、監査委員事務局長による指導事項とし、記載は省略した。		

対象部	対象課	確認した事実等		措置状況の内容等
教育委員会	指導課	区分	負担金、補助及び交付金	
		件名	指摘 7頁 龍ヶ崎市教科指導委員会	
		事実概要等	過去において交付金の不適切な管理、及び年度を跨いだ支出、更に目的外の支出と思われるものがあつた。	